

## 御殿場市公設浄化槽整備事業に関するPFI事業者の選定について

御殿場市（以下「市」という。）は、御殿場市公設浄化槽整備事業（以下「本事業」という。）について、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）に基づき、PFI事業として実施する方針を定め、平成30年4月2日にPFI法第5条の規定に基づき、「御殿場市公設浄化槽整備事業に関する実施方針」（以下「実施方針」という。）を公表しました。

さらに、実施方針に基づき本事業をPFI事業として実施することが適切であると認め、PFI法第6条の規定により、本事業を「特定事業」として選定し、平成30年4月27日にその旨を公表しました。

続いて公表した募集要項等に記載した本事業の趣旨に賛同し、事業者の参加申込が1グループより提出されました。資格審査の結果、下記の1グループが参加資格を有すると認め、その旨を通知しました。

グループ名：御衛グループ

平成30年8月1日に御衛グループから提案書を受け、御殿場市公設浄化槽整備PFI事業者選定審査会（以下「審査会」という。）が平成30年8月22日に審査を行いました。総合評価の合格要件を満たす提案ではなかったため、本事業の特定事業の選定を取消します。

平成30年9月3日

御殿場市長 若林 洋平



記

### 1. 審査の方針

審査会の委員が以下の項目について審査を行い合格した場合に、御衛グループを事業予定者として契約協議を実施する方針として審査を行いました。

#### (1) 定性的評価（技術的な提案）

浄化槽の設置工事、浄化槽の維持管理、住民サービスに関する技術的な提案を採点する。

#### (2) 定量的評価（価格の提案）

浄化槽の設置工事及び特殊工事に要する費用、浄化槽の維持管理に要する費用を採点する。

#### (3) 総合評価（定性的評価と定量的評価の合計）

定性的評価点（85点）と定量的評価点（15点）を合算して総合評価点を算出する。ただし、総合評価点が65点を満たさない場合は、失格とする。

## 2. 応募者の総合評価結果

| 項目     | 配点  | 評価点  |
|--------|-----|------|
| 定性的評価  | 85  | 45.6 |
| 定量的評価  | 15  | 15   |
| 総合評価 計 | 100 | 60.6 |

## 3. 今後の予定

以上の結果により、提出された提案は、合格の要件である65点を満たさないため、優先交渉権者を選定しないこととなりました。これにより、本事業の特定事業の選定を取り消します。